

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第 21 条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和 ○年 4月 1日
三重県知事 へて

受付年月日
[]

届出者 住 所 三重県津市広明町 13 番地
氏 名 三 重 次 郎

届出時の登録番号
[2] [4] [7] [7] [7] [7] []

死亡された宅地建物取引士の相続人の氏名、

死亡された宅地建物取引士の登録番号

宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の登録を受けている者と届出人との関係	①. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届 出 の 理 由	①. 死亡 2. 法第 18 条第 1 項第 1 号 3. 法第 18 条第 1 項第 2 号 4. 法第 18 条第 1 項第 3 号 5. 法第 18 条第 1 項第 4 号 6. 法第 18 条第 1 項第 5 号 7. 法第 18 条第 1 項第 6 号 8. 法第 18 条第 1 項第 7 号 9. 法第 18 条第 1 項第 8 号 10. 法第 18 条第 1 項第 12 号		
宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の登録を受けている者の氏名	三重 太郎	性別	①. 男 2. 女
生 年 月 日	昭和 35 年 5 月 5 日		
登 録 年 月 日	平成 12 年 2 月 25 日		
本 籍	三重県津市広明町 13 番地		
住 所	三重県津市広明町 13 番地		
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	株式会社三重県不動産	
	免許証番号	国土交通大臣 三重県知事 (3) 第 7777 号	
届出事由の生じた日	令和○年 3 月 10 日		

死亡された宅地建物取引士について記載

確認欄

備 考

「宅地建物取引業法第 18 条第 1 項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当する番号を で囲むこと。
死亡の場合にあたっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。